

# 措置状況総括表

平成29年5月31日公表分

平成27年度監査テーマ:過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み16, 検討中5, 未措置0) 意見74(うち措置済み57, 検討中17, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘			意 見		
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置
I	H20年度 指定管理	5	3	2	63	41	22
	人事課行政改革室				17	12	5
	とくしま文化振興課				3	1	2
	県民スポーツ課	1		1	1	1	
	にぎわいづくり課	4	3	1	14	12	2
	林業戦略課				2	1	1
	県土整備政策課				4		4
	都市計画課				8	5	3
	監査事務局				14	9	5
II	H21年度 教育委員会	2		2	8	7	1
	秘書課				1	1	
	教育政策課				1	1	
	施設整備課	1		1	2	1	1
	教育創生課				1	1	
	教職員課				1	1	
	学校教育課	1		1	1	1	
	総合教育センター				1	1	
III	H22年度 県税	8	7	1	11	9	2
	人事課行政改革室				1	1	
	税務課	8	7	1	9	7	2
	監査事務局				1	1	
IV	H23年度 情報関連	2	2		9	7	2
	秘書課				1	1	
	管財課	1	1				
	税務課				3	2	1
	電子行政推進課				1	1	
	保健製薬環境センター	1	1				
	建設管理課				1		1
	砂防防災課				2	2	
	学校教育課				1	1	
V	H24年度 観光関連	4	4		17	17	
	観光政策課	2	2		5	5	
	国際課				2	2	
	にぎわいづくり課	2	2		7	7	
	もうかるブランド推進課				1	1	
	都市計画課				1	1	
	次世代交通課				1	1	
合計(※)		21	16	5	108	81	27
構成比		100%	76.2%	23.8%	100%	75.0%	25.0%

(参考)

平成28年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み14, 検討中7, 未措置0) 意見74(うち措置済み54, 検討中20, 未措置0)

# 措置状況一覧表

平成27年度監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

## I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
15-17	第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館 1 委託契約	外部監査人の指摘意見については、措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは、平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより、委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追求した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう、再度指導を徹底すべきである。(意見)	第三者への委託に関する承認手続きについては、平成29年4月から、新たに「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」の提出を指定管理者に求め、県が事前に委託内容の詳細を把握した上で承認できるように改善を行った。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。  (県民スポーツ課)	措置済み
			<参考：平成28年9月30日公表分> 第三者への委託に関する承認手続きについては、指定管理者と協議の上、委託内容が事前に十分把握できるよう改善していくとともに、可能な限り競争原理を追求したものとなるよう引き続き検討する。  (県民スポーツ課)	検討中

## II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
72-75	第3 授業料	授業料について、保護者が保証債務を負担するとの位置づけを維持するのであれば、最低限それを明示する必要がある。 学校現場における授業料の徴収手続・未収金の回収についても、改善の余地がないかを検討すべきである。(意見)	県立学校規則を改正し、平成29年度から、規則第23条の3第8項で定める誓約書に授業料について保護者が保証債務を負担するとの位置付けを明示する様式を追加した。 その際、顧問弁護士にも相談し、追加した様式の中に「授業料又は受講料の支払については、本人と連帯保証します。」と明記した。 授業料の徴収手続・未収金の回収については、教員のみならず管理職や事務職員も家庭訪問し未収金の回収を行うなど、回収の実効性の高い体制を構築している。  (学校教育課)	措置済み

			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;          授業料について保護者が保証債務を負担するとの位置付けを明示するため、平成29年度からの実施に向けて、県立学校規則を改正する。          授業料の徴収手続・未収金の回収については、教員のみならず管理職や事務職員も家庭訪問し未収金の回収を行うなど、望ましい体制を構築している。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>	検討中
--	--	--	---	-----

III 平成22年度「県税の賦課徴収事務について」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
第3 個人事業税				
91-93	2 医業等の調査	<p>「講じた措置」として、「平成24年度以降、帳簿調査等を行うこととした。」と記載した以上早急を実施すべきである。いまなお実施していないというのは、「講じた措置」と実際の対応が異なるといわざるを得ない。 (意見)</p>	<p>平成28年11月から個人の医業等の帳簿調査を実施している。  (税務課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;          平成22年度の、医業等の課税漏れ防止に取り組むべきであるとの意見を受け、平成23年度に調査要領を作成し、平成24年度以降「記載の手引き」等を送付する等周知を行い、医療法人等に対する調査を先行実施したが、今回改めて、医業等を行う個人についての調査が未だ行われていないとの意見を受け、平成28年度に調査を実施することとしている。  (税務課)</p>	検討中
第7 自動車取得税・自動車税				
102-103	2 身体障がい者等への減免手続(条例等との齟齬)	<p>「講じた措置」には、外部監査人が問題としていない点について長々と記載しているが、外部監査人の意見を正確に理解しないものといわざるを得ず、不適切である。          また、外部監査人が問題とした点については、措置していない。月4回程度の使用に対して減免を認める必要があると考えるのであれば、条例を早急に改正するように手続を行うべきであり、条例を改正しないまま条例と異なる運用を継続している現状は問題といわざるを得ない。(指摘)</p>	<p>徳島県税条例及びそれに基づく徳島県税条例施行規則の文言である「専ら」と実際の運用である「月4回程度」との間に齟齬が生じていることを問題視されていたので、これを解消するため、平成28年11月に徳島県税条例施行規則を改正し、「専ら」の文言を削除した。  (税務課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt;          平成22年度に、身体障がい者等が使用する自動車については、月4回程度の使用をもって施行規則の「専ら」の要件を満たしているとする判断は、合理的とはいえないとの意見</p>	検討中

106-107	5 身体障がい者等への減免手続（減免制度の弾力的運営）	外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。措置不要と判断したのならば、理由を付してその旨を明記すべきである。一方、問題点を認識し、改善すべきと考えるならば、自動車関係税制の改正を待つのではなく、早急に対応すべきである。（指摘）	<p>を受けた。 平成28年度に「専ら」の要件も含め、身障減免制度を見直す。 (税務課)</p>	
			<p>平成28年9月議会で徳島県税条例の改正を行い、一部減免制度を導入し、平成29年度から実施している。 (税務課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 平成22年度に、自動車税について、一律に全部減免とするのではなく、一部減免の制度も取り入れて、制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきであるとの指摘を受けた。 平成28年度に一部減免制度の導入も含め、身障減免制度を見直す。 (税務課)</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>